昭和40年11月10日第三種郵便物認可　平成19年11月10日発行（毎月10日）第517号

中央会

組合活性化情報

わかやま

11
2007.11
No.517

- ●第59回全国大会開催
- ●ステップアップ講座
- ●外国人労働者の雇用
- ●和歌山くみあい祭り開催のご案内

和歌山県中小企業団体中央会

No.517
2007.11

WAKAYAMA

Contents

今月のトピックス 1
- 第59回全国大会東京都で開催

ステップアップ講座 4
- 「職場を元気にする労務管理講座」ＰＡＲＴⅡ

施策情報 6
- 外国人労働者の雇用
- 労働セミナーの開催
- 和歌山県の最低賃金
- 税務署からのお知らせ

中央会だより 11
- くみあい祭り開催のご案内
- 事務局交流会
- 活性化情報編集委員会開催

会員だより 14
- クルマジャンボリー
- 「鯖っと鯵まつり」
- わかやま建具フェア

青年中央会だより 17

全国先進組合事例 18

高年齢者雇用確保措置 20

地域の就職支援活動 21

情報連絡員報告 22

共済制度のご案内 24

今月のトピックス

第59回中小企業団体全国大会開催!!

～連携、創造、発展～

10月25日（木）、東京都墨田区「国技館」において第59回中小企業団体全国大会が開催されました。本大会は地域経済再生の担い手である中小企業の発展と中小企業組合組織の強化を目的とし「連携、創造、発展」をキャッチフレーズに全国の中小企業団体の代表が一堂に介したものです。

中小企業自らの決意を内外に表明すると共に、中小企業振興施策の強化充実のための各議案を上程及び採決、優良組合、組合功労者、中央会優秀専従者の表彰などが行われました。

次回の第60回大会は、宮城県仙台市で開催される予定です。

大会決議は次のとおり。

大会決議

1．中小企業対策・中小企業連携組織対策の拡充強化、組合制度のさらなる改善

中小企業対策予算の大幅増額など、中小企業対策全体を拡充すること。

国・地方公共団体は、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置付けを強化し、同対策の拡充・強化に万全を期すること。

中小企業組合制度のさらなる改善のための検討を開始すること。

2．中小企業の情報通信技術（ICT）活用支援策の拡充

中小企業の経営の効率化と生産性の向上を図るための有効な手段であるIT化を一層進展させるため、中小企業に対する情報化相談・支援、中小企業の情報担当者の育成、組合等が行う電子商取引システム開発等基盤整備への支援を拡充するとともに、個人情報保護法への対応、情報セキュリティ対策に対する支援策の創設、拡充を図ること。

3．中小企業の活力を活かす労働・教育政策の展開

最低賃金の引上げには、生産性の向上や取引環境の改善による中小企業全体の底上げが不可欠であり、中小企業の経営実態や支払能力を無視した引上げは行わないこと。また、産業別最低賃金は早急に廃止すること。

外国人研修・技能実習制度の見直しに当たっては、運用の適正化を図りつつ、現行の研修・実習制度の枠組みを維持・充実すること。

学校教育において、中小企業とふれあう実践教育を一層強力に推進すること。

中小企業の人材育成と人材確保への支援を強化するとともに、ジョブカード制度を推進すること。

障害者の雇用について、中小企業が受け入れやすい環境整備を早急に行うこと。

労働時間規制の適用除外制度（日本版ホワイトカラー・エグゼンプション）の導入など積み残された労働基準法制の見直しを行うこと。

中小企業におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するとともに、次世代育成支援対策を強化すること。

雇用保険二事業関係の助成金制度について、要件の設定・緩和や手続きの簡素化など、活用面の見直しを行うこと。

4．不当廉売等への厳正な対処と実効性の確保

中小企業者の経営努力を無にする不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や消費者の適正な商品選択を妨げる不当表示等の行為に対し、迅速かつ厳正に対処するとともに、実効性を確保する一層効果的な措置を講じること。

5．下請取引の適正化の推進

下請取引の適正化を図るため、親（元請）事業者の優越的地位の濫用等の不公正取引に対する取締りを強化するとともに、下請事業者の適正な収益を確保するなど、ルールある取引環境づくりを推進すること。

6．中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現

国及び地方公共団体は、「官公需法」に基づき、地域中小企業者の経営基盤の強化を図るため、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注をより一層増大すること。

官公需適格組合の受注機会を確保するため、「入札ボンド制」「総合評価方式」の導入に当たっては、与信や実績等は組合員分を合算して行うこと。

原油・原材料等の高騰を踏まえ、適正な積算根拠に基づいた予定価格を設定するとともに、大企業による低価格入札は不当廉売として捉え、必要な措置を講じること。

7．事業承継税制の確立など中小企業の経営基盤強化のための税制の拡充

中小企業経営者が経営に専心できるための抜本的な事業承継税制を確立するとともに、事業後継者への円滑な交代のための民法の遺留分制度の改善など事業承継環境を整備すること。

中小企業の経営基盤強化を図るために中小企業関係税制を拡充するとともに、喫緊の課題である企業間格差の是正や中小企業の底上げのための支援組織である中小企業組合に関連する諸税制を拡充すること。

財政再建のための拙速な消費税率の引上げの議論は行わないこと。

8．中小企業金融対策の拡充

構造変化や景気変動等の外部要因の影響を受けやすい中小企業を金融面から支援するため、政策金融改革における中小企業金融の維持・強化、担保や保証に依存しない融資慣行の確立に向けての取組み、信用補完制度の適正な見直しなど、中小企業金融対策を拡充すること。

中小企業金融の円滑化と地域経済の振興・発展に極めて大きな役割を発揮している信用組合が、相互扶助による協同組織金融機関として今後もその機能・役割を効果的に果たすことができるよう、必要な措置を講じること。

9．まちづくりの推進と中小小売商業支援の強化

「まちづくり」を推進するため、中心市街地活性化基本計画の認定を受けた中心市街地に対する支援を拡充すること。

また、中心市街地以外の市街地に位置する商店街や共同店舗、個店についても、施策の拡充と新たな支援策の創設を行うこと。

10．中小流通業・サービス業振興対策の充実

中小卸売業、中小運輸業について、物流の広域化、品揃えの強化、情報システム化などを図るための総合的な経営革新への取組みに対する支援の充実を図ること。

また、中小サービス業や生活衛生関係サービス業に対する生産性向上のための支援策を創設すること。

11．持続的発展を可能とする経済社会の実現のための対策

国・地方公共団体は、循環型社会への構築に向け、中小企業における環境・リサイクル対策に対する支援を強化すること。また、中小企業の技術・資金面等の負担に対する実情を十分に把握し、環境関連法令の制定・改正を行うとともに、運用においても中小企業が確実に対応できるよう、十分な配慮や支援を行うこと。

原材料の内外価格差の是正・安定供給対策を講じること。

自然災害等の発生による被災中小企業者に対する万全できめ細かな災害復旧・復興支援対策を講じること。

中小企業組合を活用したBCP（緊急時企業存続計画）策定・運用の普及を図るとともに、金融・税制上の特別措置を講じること。

第５９回　全国大会組合功労者表彰おめでとうございます

赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合

理事長　中嶋　数英

和歌山県板金工業組合

理事　村上　治郎

プ
ッ　プ
テ　ッ　座
ス　ア　講

職場を元気にする労務管理

～多様な人材を生かす（高齢者の活用）～

職場を元気にする労務管理をテーマに第1回目は、コミュニケーションの大切さについて提案しました。第2回目と第3回目は「多様な人材を生かす」をサブテーマに少子化を背景に人手不足が問題となるこれからの日本の企業において重要な戦力となると考えられる高齢者やパートタイム労働者の労務管理について、法改正を中心にご紹介します。第2回目は高齢者の労務管理についてです。

高齢者雇用安定法の改正により65歳まで雇用確保が義務

平成16年6月、高齢者雇用安定法が改正されました。この改正により、企業は段階的に65歳まで社員を雇用することが義務づけられました。今回の改正のポイントは以下の3つです。

（ポイント1）65歳までの安定した雇用確保措置が義務化

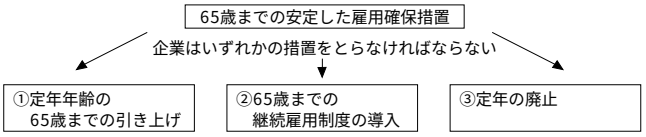

（ポイント2）雇用確保措置の対象年齢は段階的に引き上げ

期　間	雇用確保年齢
平成18年4月1日～平成19年3月31日	62歳まで
平成19年4月1日～平成22年3月31日	63歳まで
平成22年4月1日～平成25年3月31日	64歳まで
平成25年4月1日～	65歳まで

（ポイント3）就業形態は労使の話し合いで

就業形態については、法律上の規定はなく、基本的に労使当事者間の話し合いで決定する。

高齢者を活用する際の留意点

先に述べましたように高齢者雇用安定法の改正や少子化の進展による人手不足などから今後は高齢者の活用が企業にとって重要な課題です。けれども、法律が変わったからしかたなく高齢者を雇用するというような消極的な姿勢では、高齢者も自分の能力をどのように生かしたらよいのか迷い、やる気を失くしかねません。高齢者の持てる知識、能力を活用して、実績を上げるためには、どのような点に注意すべきか以下にそのポイントを示しています。

（ポイント1）職場・職域を確保する

□ 現在、高齢者向きの仕事があるか
□ 今後、高齢者向きの仕事を造り出せるか

定年後も高齢者を継続雇用する前提として、当然のことながら「働く場」があることが必要です。しかし、現状において必ずしも高齢者に適した仕事があるとは限りません。心身機能の低下によって体力や判断力が低下したり、けがの発生率が高くなったりする高齢者に対して、安心して働くことができる仕事や職場を提供するためには、今までの仕事のあり方を見直したり、新たに新しい仕事を開発したりする必要があります。65歳までの継続雇用に向けて、安全でかつやりがいがある「働く場」を作り出すことが最重要課題です。

（ポイント2）労働条件を工夫する

□ 隔日勤務・土日勤務・繁忙期勤務
□ 短時間勤務・フレックスタイム制
など本人の希望・体力に応じて労働条件を柔軟に対応できる仕組みがあるか

定年後の継続雇用では、高齢者の希望として、定年前と同じようにフルタイムで働きたいという人もいれば、定年後は短時間勤務などゆるやかな働き方に切り換えたいという人もいるでしょう。一つの仕事を二人で担当する（ワークシェアリング）、在宅勤務制度を導入するなど、多様な労働条件を提供できることも今後の高齢者の活用にとっては重要な課題です。

（ポイント3）賃金処遇制度を検討する

□ 会社への貢献と賃金水準が見合っているか
□ 労使双方に納得性のある賃金決定となっているか

定年後は今までの雇用契約を終了させ、再雇用契約により65歳までの雇用を確保するケースが多いのですが、再雇用の場合は定年前に比べ賃金水準を引き下げる企業が大部分を占めています。

しかし、定年前と全く同じ仕事内容で、しかも生産性も同じであるにもかかわらず、賃金のみが低下するというのであれば、働く意欲を失いかねません。賃金低下に見合う責任の軽減や雇用保険による高年齢雇用継続給付の活用等によって、手取額が大幅に減ることがないよう配慮する必要があります。

講座　PART II

三宅社会保険労務士事務所
社会保険労務士　三　宅　佳　代

ステップアップ講座

（ポイント4）健康管理・安全管理に配慮する

□ 加齢に伴う心身機能の低下に配慮されているか
□ 作業環境・設備の整備など労働災害の防止対策がとられているか

高年齢者に限ったことではありませんが、従業員が持てる能力を最大限に発揮するためには、健康管理や安全管理への配慮は欠かせません。高齢者の場合は、若い人に比べて有病率が高く、心身機能の低下によって業務中に被災するケースもあるため、特に注意が必要です。

（ポイント5）能力開発を行う

現在の知識・能力に加えて今後どのような能力が必要かを見極め、必要に応じて能力開発を行っているか。

一般に高齢者の強みは、これまで培った専門能力です。しかし、長年培った専門能力も現在のように技術革新等にみられる変化の激しい時代では、陳腐化しやすい面があります。常に好奇心の芽を絶やさず、知識・技術については絶えず最新のものを習得する努力が求められると共に、最近のIT化の進展に伴い、情報機器を使いこなす技能の習得も必須のものとなっています。このように、高齢者となっても今までの知識・技能に甘んじることなく、能力開発を積極的に行わせる企業の姿勢が大切です。

60歳以降の雇用と労働保険・社会保険との関係

1　勤務時間と保険の関係

60歳以降の雇用の方法は、大きく分けて以下の3つに分かれます。

① 今までと労働条件（賃金、労働時間）は変わらない（定年延長など）
② 労働時間は今までどおりフルタイムだが、賃金は減額する（嘱託などの身分で再雇用）
③ 勤務日数を減らしたり、勤務時間を短くするなど、労働時間を短くすると同時に賃金も減額する（嘱託などの身分で再雇用）

① については、社会保険、労働保険とも定年前と変わりありません。
② については、賃金の減額に伴って、社会保険の保険料が減ります。（社会保険事務所に手続きが必要）
③ については、勤務時間等によって保険の適用状況は下表のとおりになります。

（勤務時間と保険制度との関係）

1週間の労働時間	社会保険（健康保険と厚生年金保険）	雇用保険	労災保険
勤務時間と勤務日数がそれぞれ一般社員の４分の３以上ある場合（目安　30時間以上）	○（適用）	○（適用）	○（適用）
20時間以上30時間未満	×（適用しない）	○（適用）	○（適用）
20時間未満	×（適用しない）	×（適用しない）	○（適用）

※なお、国の保険制度である社会保険や雇用保険は、上記条件に該当する場合は、強制的に適用となり従業員の希望や意思は関係ありません。

2　60歳以降の雇用と高年齢雇用継続給付

60歳以降に働く場合で、60歳到達時の賃金に比べて75%未満の賃金で働く場合、雇用保険から高年齢雇用継続給付が支給されます。

受給要件は以下のとおりです。
① 60歳以上65歳以下の年齢で、雇用保険被保険者であること
② 雇用保険の被保険者期間が5年以上あること
③ 60歳時の賃金より75%以上少ない賃金で働くこと
④ 別会社に再就職の場合は、再就職前日に基本手当の残日数が100日以上あること

3　老齢厚生年金との関係

勤務時間と勤務日数がそれぞれ一般社員の4分の3以上ある高齢者は、社会保険（健康保険と厚生年金保険）に加入することになりますが、その場合は、賃金と年金の額の合計が28万円を超えると、年金が減額されます。減額される金額については、年金の額と賃金の合計額によって変わってきます。

（参考）65歳までの年金と賃金の関係
① 総報酬月額相当額（標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与額の総額を12で割って得た額との合計額）と基本月額の合計額が28万円以下の場合
支給停止なし
② 総報酬月額相当額と基本月額の合計額が28万円を超える場合
次の（あ）～（え）のいずれかの額を支給停止

（あ）基本月額28万円以下・総報酬月額相当額48万円以下	（総報酬月額相当額+基本月額－28万円）×1／2
（い）基本月額28万円以下・総報酬月額相当額48万円超	（48万円＋基本月額－28万円）×1／2＋（総報酬月額相当額－48万円）
（う）基本月額28万円超・総報酬月額相当額48万円以下	総報酬月額相当額×1／2
（え）基本月額28万円超・総報酬月額相当額48万円超	48万円×1／2＋（総報酬月額相当額－48万円）

施策情報

事業主のみなさまへ

外国人を雇用する場合のルールが新しくなります。

（平成19年10月1日から）

厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所

改正雇用対策法の可決・成立（平成19年10月1日施行）

外国人が、在留資格の範囲内で、その能力を有効発揮しながら適正に就労できるよう、外国人雇用に関する基本ルールを整備

① 外国人雇用状況の届出

外国人（特別永住者を除く。）の雇入れ・離職の際、その氏名、在留資格等を届け出てください。ハローワークでは、これに基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言・指導や、離職した外国人への再就職支援を効果的に行います。

② 雇用管理の改善等に関する指針の作成

事業主の方が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容等を指針として整理しました。これに沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

③ 不法就労の防止

1の届出に当たり、事業主の方が在留資格等を確認すること等により、不法就労の防止が図られます。

① 外国人労働者（特別永住者を除く）を雇用する場合、その氏名、在留資格等のハローワークへの届出が必要です。

届出事項、方法・期限等

※ハローワーク窓口への届出のほか、電子申請によることも可能です。

イ　雇用保険の被保険者である外国人の場合

- 雇用保険の被保険者資格の取得届又は喪失届の備考欄に、在留資格、在留期限、国籍等を記載して届け出ることができます。
- 届出期限：取得届又は喪失届の提出期限と同様（雇入れの場合は翌月10日までに、離職の場合は翌日から起算して10日以内。）

ロ　雇用保険の被保険者ではない外国人の場合

- 届出様式（ハローワークの窓口でお配りしているほか、ホームページでダウンロードすることもできます。）に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等を記載して届け出てください。

●届出期限：雇入れ、離職の場合ともに翌月末日まで（例：10月1日の雇入れ→11月30日までに届出）

ハ　平成19年10月1日時点で現に雇い入れている外国人の場合

●届出様式（ハローワークの窓口でお配りしているほか、ホームページでダウンロードすることもできます。）に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍を記載して届け出てください。

●届出期限：平成20年10月1日（ただし、この間に離職した場合は、イ又はロに従い届出。）

確認方法

＜氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍＞→**「外国人登録証明書」または「旅券（パスポート）」**

＜資格外活動許可の有無＞→**「資格外活動許可書」または「就労資格証明書」**

Q&A

Q：雇入れの際、氏名や言語などから、外国人であるとは判断できず、在留資格等の確認・届出をしなかった場合、どうなりますか。

A：在留資格等の確認は、雇い入れようとする方について、通常の注意力をもって、その方が外国人であると判断できる場合に行ってください。氏名や言語などから、その方が外国人であることが一般的に明らかでないケースであれば、確認・届出をしなかったからといって、法違反を問われることにはなりません。

Q：通常外国人であると判断できる場合に、在留資格等を確認しなかった場合、罰則の対象になりますか。

A：お尋ねのようなケースは、指導、勧告等の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象とされています。

Q：雇用保険の被保険者とならない短期のアルバイトとして雇い入れた外国人が、届出期限前に離職した場合、雇入れと離職の届出をまとめて行うことはできますか。

A：まとめて行うことが可能です。様式中に、雇入れ日と離職日の双方を記載して届け出てください。

Q：例えば、届出期限内に、同一の外国人を何度か雇い入れた場合、複数回にわたる雇入れ・離職をまとめて届け出ることはできますか。

A：まとめて行うことが可能です。様式は、雇入れ・離職日を複数記載できるようになっていますので、それぞれの雇入れ・離職日を記載して提出してください。

Q：留学生が行うアルバイトも届出の対象となりますか。

A：対象となります。届出に当たっては、資格外活動の許可を得ていることも確認してください。

② 外国人労働者の雇用管理の改善等が事業主の努力義務となりました。

外国人が能力発揮できる適切な人事管理と就労環境を！

●外国人を「安い労働力」として処遇しているとの実態が、一部で指摘されています。

しかしながら、労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも日本人と等しく適用されます。また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

●また、留学生をはじめ「専門的・技術的分野」の外国人労働者は、企業の人事管理等の改善を図ることで、その就業を促進し、我が国企業の活性化・国際化を担う人材となることが期待されています。

●この指針は、改正雇用対策法に基づき、外国人の方々が我が国において安心して働き、社会に貢献していただくために、事業主の方々に講じていただくべき事項について整理したものです。

事業主の方々におかれては、本指針の趣旨に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善等に向け、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせは管轄の都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）までお願いいたします。

労働セミナー

主催：和歌山県・和歌山県中小企業集団連合会

… 第1部 …

その気になったら、人は動く！
～リーダーの心構えで職場が変わる～

職場では予想もしない問題が発生する場合があります。これを解決するのはリーダーをはじめ現場にいる人々の力。

みんなが楽しく元気で働いていたら、その力は何倍にも発揮されて、問題を事故に、事故を災害に拡大させることなく処理していけるものです。

リーダーの仕事に対する構え方次第で、仕事は楽しくもなり、苦しくもなる。「人が楽しく働けるコツ」「問題を解決していくコツ」を現場での経験を基にお話しします。

講師：間瀬　誠　さん

マセ ヒューマンテクノサービス 代表。

名古屋大学工学部を卒業後、旭化成㈱に入社。各地の工場で工場長、アイルランド旭化成副社長、旭化成繊維テクノリサーチ㈱コンサルタント部長など歴任する。平成5年にマセヒューマンテクノサービスを設立し、現在は「育てる喜び」をモットーに、各種講演や執筆を中心に活動している。

著書には、「工場管理者心得ノート」（日刊工業新聞社発行）があるほか、雑誌「工場管理」（日刊工業新聞社）や「自動車管理」（企業開発センター発行）などにも連載。

… 第2部 …

ポジティブアクションのための提言
～やる気のある女性が活躍できる職場づくりのために～

明るい豊かな社会づくりには「やる気」が必要です。女性のやる気を大切にすれば会社は新しい方向性を捉えることができるのだと実感しています。

男性も女性もやる気を引き出し、能力を高め、共に伸びていくという理念とそのための行動についてお話しします。

講師：豊田　英三　さん

ユタカ交通株式会社　代表取締役、ライフアクセス株式会社　代表取締役。

紀陽銀行を平成7年に退職後、ユタカ交通㈱に入社。「車のいろは空のいろ」という絵本に出会い、ひととまちに優しいタクシーを走らせたいという思いから、”まちを面白くする会社”をテーマにライフアクセス㈱を創立し、平成14年から空いろタクシーを走らせる。同年、介護タクシー事業をスタートさせ、平成17年から介護予防に特化したデイサービス事業を開始。和歌山県の男女共同参画推進事業者の第1号にライフアクセス㈱が、第3号にユタカ交通㈱が登録されている。

日　時　平成19年11月27日（火）　13時30分から16時00分
場　所　アバローム紀の国　2階　鳳凰の間
参加料　無料　　**定　員**　80名
申込み・問い合わせ先……参加希望される方は、
氏名、事業所名等勤務先名、住所、連絡先が明確にわかるようにした上で、
11月21日(水)までに、郵送、電話又はFAXで県庁労働企画課に申し込んで下さい。
和歌山県 商工観光労働部 労働政策局 労働企画課
〒640-8585　和歌山市小松原通1－1　TEL 073-441-2793　FAX 073-422-5004

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

和歌山県最低賃金

1時間 662円

平成19年10月20日発効
特定の産業には産業別最低賃金が定められています。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、
使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金制度をよく知って、守ろう！確かめよう！最低賃金

Q 最低賃金制度とはなんでしょう？

A 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金があります。

Q 最低賃金より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？

A 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q 最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？

A 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
②1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金以上の額が支払われていますか？お確かめください。

「最低賃金制度」はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットです。
具体的な金額など詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/

税務署からのお知らせ

税を考える週間 －少子・高齢社会と税－

国税庁では、11月11日から17日の一週間を「税を考える週間」として、国民の皆様に税の仕組みや役割等を考えていただき、国の基本となる税に対する理解を一層深めていただくため、集中した広報広聴活動を行います。

本年度のテーマは、**「少子・高齢社会と税」**です。

少子・高齢社会の日本。税の**「今」**を知り、**「これから」**を考えてみませんか。

e-Taxは、便利なオンラインシステム

「e-Tax」は、インターネットを利用して国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるシステムです。

「e-Tax」を利用すると・・・

1. **自宅やオフィス、税理士事務所から所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます。**
2. **すべての税目の納税ができます。**
3. **申請・届出等ができます。**

（注）e-Taxのご利用には、あらかじめ開始届出書を税務署に提出する必要があります（インターネットを利用したオンライン提出ができます）。
詳しくは、e-Taxホームページ（**http://www.e-tax.nta.go.jp**）をご覧ください。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を是非ご利用ください。

中央会だより

中小企業くみあい合同フェスタ
第4回
和歌山くみあい祭り
2007
11/17(土)・18(日)
地場産品即売
企業展示
テント販売、他
家具展示販売
同時開催
和歌山家具展
(無料)
骨密度測定
&
血管測定
スタンプラリー
すてきな商品プレゼント！
山本浩之氏 講演会
同時開催 入場無料
テーマ
日々新たな出会い、発見！
～年齢にかかわりなく働ける社会の実現を目指して～
2007 11/18(日) 11:00～12:30
山本 浩之 氏
■プロフィール
WAVE

中央会だより

組合事務局交流会を開催

10月12日金曜日　ルミエール華月殿において組合事務局交流会を開催しました。交流会に先立ち、新連携構築支援事業の一環として講演会を開催。講師には、テレビ・雑誌等でも有名な和歌山のイタリア料理店「シエスタ」を手がけられた（有）ファーロ代表取締役　山添利也氏をお迎えし、同社の経営戦略を語っていただきました。

続いて、交流会出席者による意見交換会を開催し、各業界の現状等を報告していただきました。

意見交換会終了後は懇親会を開催。日頃交流のない他業界の方々との交流を深められる光景が会場のいたるところで見受けられました。

本会では来年2月上旬にも、第2回目の組合事務局交流会を白浜にて開催する予定です。詳細が決まり次第、会員の皆様方にお知らせいたします。

活性化情報編集委員会開催

10月16日（火）、ルミエール華月殿において本年度第1回目の活性化情報編集委員会を開催。

「中央会わかやま」の誌面内容に関して編集委員の方々より様々なご意見を伺いました。

平成19年度下半期に向け、より充実した内容の編集を目指して発刊に努めていきます。

会員だより

第7回 ゆあさの鯖（サバ）っと鯵（アジ）まつり に8千人！！

湯浅水産物商業協同組合・中紀釣船業協同組合

秋晴れの10月28日（日）、湯浅町港周辺において、「ゆあさの鯖（サバ）っと鯵（アジ）まつり」が開催されました。

今回で7回目となるこのまつりは、県内外の方々に、湯浅の美味しいサバ・アジをＰＲしようと、観光協会などでつくる実行委員会が主催、組合が参加しています。

湯浅水産物商業協同組合によるグルメフェアでは、その日水揚げされたサバ・アジがすぐにさばかれ、サバのあぶりには長蛇の列ができ、サバの炊き込みご飯やサバ・アジの刺身などもお客様の目を引いていました。

また、中紀釣船業協同組合による船釣り大会では、約100名の参加者がサバ・アジの釣果を競いました。

湯浅水産物商業協同組合の小川理事長に話を聞くと、「こういうイベントは儲けるというよりはＰＲが目的なので、資金的な負担は大変ですが、年々お客様も増えてきており、今後とも続けていきたいです。」と話されていました。

当日は湯浅特産物フェアやイベント広場では様々な催し物が行われ、その他にも第1回全国醤油サミットが開催されるなど非常に熱い湯浅の週末となりました。

わかやま建具フェア 2007

和歌山の建具が～“大阪ホームエキスポ２００７”に!!～

10月25日（木）～27日（土）、安全で快適な住まいと暮らしの創造をテーマとする西日本最大級の生活総合展示会「大阪ホームエキスポ2007」がインテックス大阪（大阪市南港）で開催され、和歌山県建具事業協同組合は、今年も新製品を併設出展、大勢の来場者で賑わいました。

歴史と伝統をもつ代表的な和歌山市の地場産業である「建具」の自信作が、会場に並び、伝統を守りながらも環境や消費者ニーズに配慮した新技術・新商品開発を目指す業界の意気込みが熱く感じられる3日間となりました。

会員だより

2007 クルマ☆JAMBOREE 開催

10月21日（日）近畿運輸局和歌山陸運支局において和歌山県自動車整備振興会和歌山支部・和歌山地区自動車整備協同組合の主催による**「2007クルマジャンボリー」～みんなとクルマ屋さんのお祭り～**が開催されました。

このジャンボリーは、一般ユーザーの方々に、自動車点検の重要性を知っていただくために毎年実施しているもので今回で17回目を迎えます。

会場では、プロの整備士による愛車の無料点検が行われ、65台の車がエンジンルーム内などの点検項目について、入念にチェックを受けていました。

また、開催当日は、秋晴れの中、大抽選会、フリーマーケット、ガレージセール、キャラクターSHOWやクルマジャンボリーならではの、こども免許取得コーナーやドライブシミュレーション体験コーナー、運転適性診断コーナー等数多くの催しが行われ家族連れなど約3,000人の来場者でにぎわいを見せました。

和歌山地区自動車整備協同組合
TEL：073-422-2040

青年中央会だより

京都青年中央会祭（ＣＡＰフェスタ）に出展!!

10月21日（日）、京都梅小路公園において、第7回京都青年中央会祭（ＣＡＰフェスタ）が開催され、和歌山県中小企業青年中央会が参加しました。

このＣＡＰフェスタは、京都青年中央会が主催で2年に1度開催しており、今回で7回目を数えます。

和歌山県中小企業青年中央会は、会場内にブースを設置、和歌山の衣料製品、漆器製品を中心にＰＲ販売を行いました。当日はお天気にも恵まれ、価格が安い事もあってか和歌山ブースには大勢のお客様に来て頂きました。

ＣＡＰフェスタ自体も前日にはＣＡＰ宵山大交流会、当日もメインステージを中心に様々な催し物が開かれ、約2万5千人の家族連れ客で賑わっていました。

また、今回のイベントを通して、近畿や全国の仲間と情報交換を行い、京都を舞台に青年部間の交流がより一層深まりました。

青年部に関するお問い合わせは、
中央会情報総務課（担当：黒江）まで
TEL：073－431－0852

全国先進組合事例

神奈川県

協同組合ケイヒン建設

健康で安全な自然素材の家がモデルハウスとして完成

所在地 〒234-0054 横浜市港南区港南台1丁目6番4号
電話番号 045-834-3261
FAX番号 045-834-3262
設立 平成6年5月

出資金 3,600千円
組織形態 異業種組合
地区 川崎市他1市
主な業種 建設業
組合従業員 1人
組合員 6人

自然素材を使ったモデルハウスが完成したことで、雑誌等では伝わらない本当の良さを実際に体験することが可能となった。見学者を多く呼ぶことで新たな市場を開拓する

背景と目的

近年、健康志向の高まりや化学物質過敏症で苦しむ人々が増加していることを受け、当組合は自然素材住宅の建設に取組んだ。当初は素材の入手や建築工程の複雑さに苦労したが、多くの方々の指導や協力で安定した建設ができるようになった。一番問題となる化学物質の知識については、北里大学名誉教授である宮田幹夫先生の指導を得られたことが大きな力となっている。モデルハウスを建設することで、自然素材住宅の素晴らしさを多くの人々に知ってもらい、更なる市場開拓を狙う。

事業・活動の内容

モデルハウス建設には「財団法人日本住宅・木材技術センター」の補助金が活用され、経営資源の少ない組合でもモデルハウスという実物でアピールできるようになった。自然素材は、国産の無垢材・ほたて貝を主原料とした漆喰・ごはん粒糊などが使われる等徹底してこだわっている。化学物質過敏症等で悩む人にとっては、実際にこれらを体験することが非常に重要となる。ここでは見学だけでなく宿泊体験もできるので症状の緩和等がその場で実感できる。揮発性有機化合物の室内濃度は厚生労働省が定める指針値があるが、それをクリアすることはもちろん、可能な限り自然に近づけるというレベルに達している。

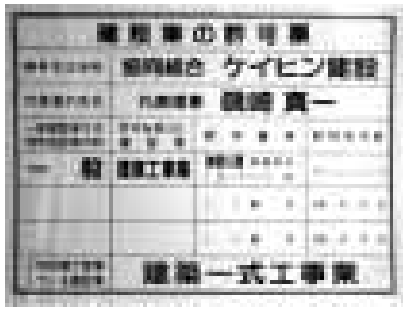

▲組合建設業許可書

成果

モデルハウスの見学者は徐々に増えており、今後は受注の増加が予想される。組合員の建築技術はここ数年で確実に向上しており、売上増加とともに更なる経営内容向上が予想される。今回の取組みの中で組合員が化学物質の知識を深めたことから、住環境で悩む人の簡単な相談にも乗ることができるようになり、モデルハウスを使っての健康増進に関する啓蒙もできるようになった。過去の建築例であるが、化学物質等で悩む親子の症状が和らいだという実績もある。当組合の取組みが健康で快適な暮らしの手助けになると考えれば、早い段階で地域住民に広く伝えていくのも組合の役割であろう。

▲住宅チラシ

栃木県

尊徳ふるさと本舗企業組合

女性部有志が空き店舗を活用し、新たな事業を立ち上げ

所　在　地 〒321-4522
芳賀郡二宮町久下田西
7丁目25-2

電 話 番 号 0285-74-3989

設　　立 平成17年10月

出　資　金 850千円

主 な 業 種 食料品製造業（仕出し）

従事組合員 17人

組　合　員 17人

商工会女性部は、低迷する地域商店街の活性化のため、空き店舗を活用し新たな事業を立ち上げ、仕出し業務だけでなく、賑わいの拠点づくりを目標とした活動をしている

背景と目的

商工会女性部は、低迷する地域商店街の活性化のため、盆踊りや音楽祭などの活動を通して「まちづくり」を提唱している。これらの活動の一つとして、女性部の有志により商店街の活性化に繋がる活動を行う目的で始めたのが、地元の食材や質の良い素材を活用した仕出し弁当事業である。事業開始後、道の駅「にのみや」が設立され、おみやげ品やお弁当類の需要が年々多くなってきたことに伴い、責任の所在を明らかにする必要等が生じたことから平成17年に県の認可を得て企業組合を設立した。

組合の特徴と事業の内容

平成16年に任意組織でスタートした当初は、毎日家庭で料理をしている主婦の集いとはいえ、調理の段取りや味付け、さらにはメニューの選定や盛り付けなど担当する人によってバラバラの状態であった。その後、各種支援事業を活用し、専門家の指導を受け、企業組合として設立するころには、安定した商品を提供できるようになった。売上についても、当初は納品の数が多すぎたり少なすぎたり迷いもあったが、現在では、ほぼ安定した状況で推移している。当組合の仕出し弁当類の特徴としては、地元食材を中心に、業務用冷凍食品を使わない、全て手を加えることに“こだわり”を持った製造販売を心がけている。

成果

空き店舗を活用し、地元の食材を活かして、栃木県の玄関口である道の駅「にのみや」を支援すること及び「賑わい」の拠点づくりを目的に事業を開始した。公的な資金援助も得ずに、女性たちが自ら出資し手づくりで作り上げた組合が、当初から利益を出すことができたことは大きな成果である。ただ、これは目的達成の第一歩であり、これに満足することなく当初の目的である「まちづくり」と「賑わい」の創出に向けての新たな一歩を踏み出すことが期待されている。

平成19年4月1日から
高年齢者雇用確保措置の義務対象年齢が63歳に引き上げられました

いずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じることが義務づけられています

① 定年の引上げ　**② 継続雇用制度の導入**

③ 定年の定めの廃止

※継続雇用制度の導入については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、事業主が労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。

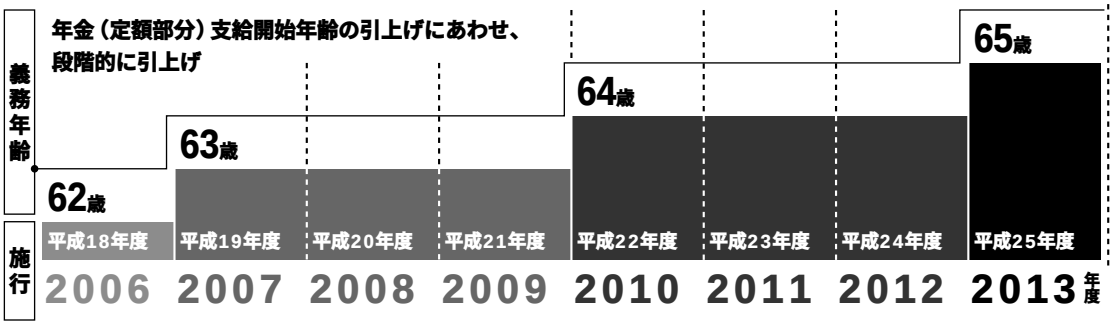

なお、上記の高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢は、あくまでも当該期間内における高年齢者雇用確保措置の制度上の義務化年齢を定めているものであり、当該期間中に定年に到達した者の雇用終了年齢を定めているものではありませんので、ご注意ください。

このため、例えば、60歳定年の企業における、定年到達日の属する期間別の継続雇用制度等の雇用終了年齢（少なくともこの年齢に到達する日までの雇用が必要）は次のとおりになります。

平成19年4月1日～21年3月31日

……＞ **60歳定年到達者：64歳**

平成21年4月1日以降

……＞ **60歳定年到達者：65歳**

高年齢者雇用確保措置の実施に当たって問題を抱えている事業主の方は…

相談・援助

「高年齢者雇用アドバイザー」から人事・労務管理制度等に関する専門的・技術的アドバイスを無料で受けられます！

継続雇用制度奨励金

平成19年3月31日までに、65歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を行うなど、一定の要件を満たした場合、「継続雇用制度奨励金」が支給されます！

詳しくは都道府県高年齢者雇用開発協会へお問い合わせください

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構ホームページもご覧下さい

http://www.jeed.or.jp/

お問合せは中央会まで
TEL 073-431-0852

厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/index.html**もご覧ください。**

わかやま

和歌山パワー **POWER**で

バックアップ!

平成19年度
地域労使就職支援機構事業実施内容

当機構は
・企業合同面談会の開催
・就職能力向上セミナー・講習会の開催
・再チャレンジ支援事業（トライアル雇用）の推進
・無料職業紹介
を行っております。詳しくは支援機構まで!!

和歌山県地域労使就職支援機構

（厚生労働省委託事業）

〒640-8227 和歌山市西汀丁26（県経済センター4F）
TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086
・Ｅメール　roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp
・ホームページ　http://www.waroushi.jp

構成団体／連合和歌山・経営者協会・中小企業団体中央会・商工会議所連合会・商工会連合会

情報連絡員報告

9月分

ＤＩ（ディフュージョンインデックス）値
ＤＩ値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。
ＤＩ値＝増加（好転）割合　－　減少（悪化）割合
ＤＩ値＞0　…　景気上向き
ＤＩ値＝0　…　景気横ばい
ＤＩ値＜0　…　景気下向き

業界景況／前月比

－35／前月比2.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転⇧　不変→　減少・悪化⬇

業種＼項目		売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	⬇	⬇	→	⬇
	繊維同製品	⬇	⬇	→	⬇
	木材木製品	⬇	⬇	⬇	⬇
	印刷	⬇	⬇	⬇	⬇
	化学ゴム	⬇	⬇	→	→
	窯業土石製品	⇧	→	→	→
	鉄鋼金属	⬇	→	→	→
	その他	⬇	⬇	⬇	⬇
非製造業	卸売業	⇧	→	→	→
	小売業	→	⬇	⬇	⬇
	商店街	→	⬇	⬇	⬇
	サービス業	⇧	→	⬇	→
	建設業	→	⬇	→	→
	運輸業	→	⬇	→	⬇
ＤＩ値		－15.0	－22.5	－20.0	－32.5

（情報連絡員40名のうち回答数40名　回答率100%）

総　評

前年同月比における「業界景況」判断指数（ＤＩ値：景気動向指数）は、マイナス35ポイントであり、同8月調査と比べて2.5ポイント改善した。

同8月調査と比べ、「売上高」は不変、「収益状況」は10ポイント改善、「資金繰り」は5ポイント改善した。

9月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は20名、「悪化」との回答は17名で、「好転」との回答は3名であった。

年間DI値（前年同月比）の推移

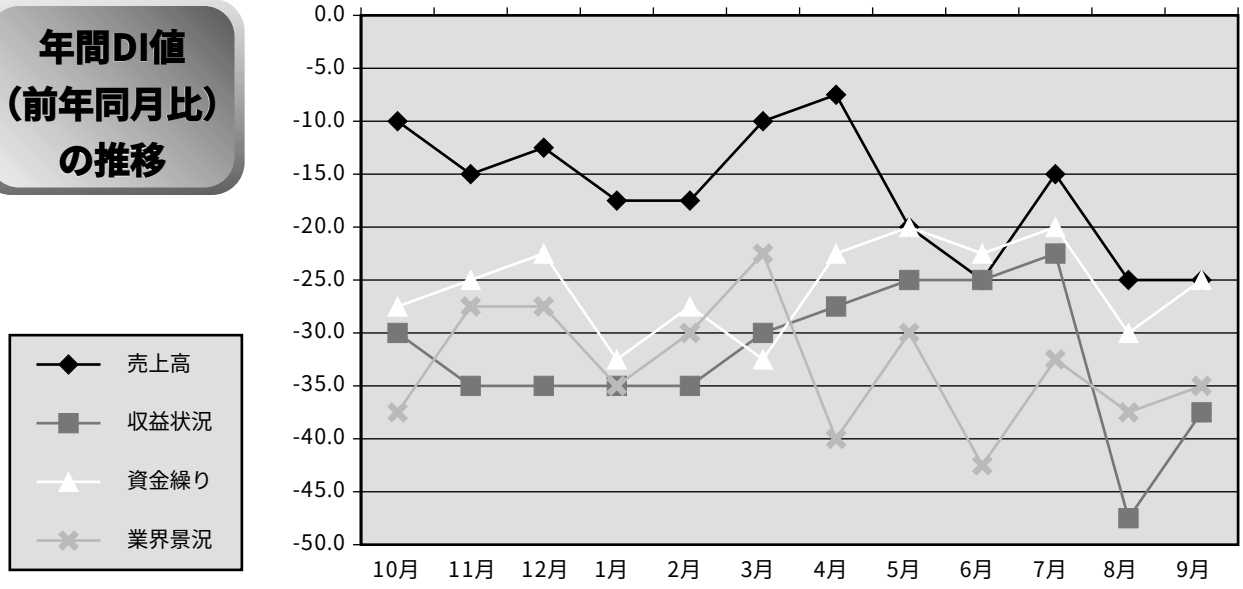

製造業

食　料　品	材料となる梅干の等級A、B、C、外のうちB、C、外が中国製品の不振、暑い夏が長く続いた影響で良く出た。しかし、高級品であるAを使う梅は相変わらず不振であり、材料高も反映し、収益にはあまりつながっていない。（紀州みなべ梅干）
繊維・同製品	9月の異常高温による秋物不振。原材料高騰分も運賃等も販売価格に転嫁出来ない。（ニット）
	前年度に比べ、少々減少している。従業員は少なく、家族従業員で操業しているため、不況には強いと思われる。（手袋）
木材・木製品	先月同様、受注量、売上高、相変わらず最悪の状態が続いている。 設備投資する企業は皆無。（建具）
	極端に景況が悪くなってきました。（木工センター）
化　学　ゴ　ム	売上の増加は、一つの部門における輸出額が増加したためで、全体の景気が好転したのではない。全体の出荷量は低下している。原油高による原料高との戦いがまだまだ続く模様。（化成品）
鉄鋼・金属	企業によっては、仕事量がやや下降気味の所が見られた。（機械金属）
	新第1コークス炉、鏝入れ式（9月11日）を実施。2009年5月からの稼働を予定。 （住金協力企業）
そ　の　他	原皮がやや不足気味。仕入価格やや上昇傾向。（皮革）

非製造業

小　売　業	依然として厳しい状況が続いています。その原因が何か分析出来ず、対応に苦慮しています。 ○　景気（消費）の低迷か？ ○　顧客の個店離れ（大型店への流れ）か？ ○　インターネットや通販の影響か？ ○　個店の魅力不足（個性が無い）か？ いずれも該当すると思われるが、なかなか打破出来ない。能力が無い店が多い。それなりの努力はしているが、業績が伴わない現実。どうしたらいいの？（県時計貴金属眼鏡）
	「和歌山市中心市街地活性化基本計画」が国の認定を受けたとの事。南海和歌山市駅とJR和歌山駅に挟まれたぶらくり丁と和歌山城を中心とする約186haにおいて「城まち賑わい拠点の創出」、「城まち居住の促進」、「城まち回遊性の向上」を基本目標に平成23年までに実施する事業や目標値を定めたものとの事らしいが、「城まち居住の促進」の目標の数字が少なく、5年間の人口の増加目標412人では、賑わいも回遊性も目標通り達成しないと思う。 （和歌山市）
	今年は7～9月の猛暑で、厳しい状況が3ヶ月続いた様子でした。（田辺市）
サービス業	今、旅館業界の経営者の悩みの1つに、後継者問題が大きく浮上しています。バブル期までは、旅館ホテル業界も中小企業扱いにされていましたが、今では零細企業化したため、都会生活に慣れた子供達は田舎の旅館経営を完全に避けるのです。（旅館）
	宿泊人員（対前年同月比）113.1% 総売上 111.1% 1人当たりの消費単価 98.1% 総宿泊料金 117.0% 1人当たりの宿泊単価 103.5% H18/1月～9月　宿泊人員 843,135人 H19/1月～9月　宿泊人員 932,189人 89,054人 増（10.6%増） 暑い夏という気象的な影響もあるのか、加盟25施設の内約80%の施設が対前年同月の宿泊人員をクリアしている。11月には100室規模の旅館が新規開業の予定である。 （白浜温泉旅館）
	車両販売台数は伸び悩んでいますが、整備需要は好転を見せています。（田辺自動車）
建　設　業	受注単価上昇せず、材料高騰は継続。（電気工事）
運　輸　業	輸送量は前年とほぼ同じであった。物流業界は依然として経営力が非常に厳しい状態が続いている。燃料も高止まりであるため、経営が圧迫されており、それが3年近くになる。 （市運送）

充実した中央会共済制度のご案内

― 堂々のラインナップ！ ―

共済制度実施団体●和歌山県中小企業団体中央会 ／ 加入資格●中央会の会員に属する法人・事業主

オーナーズプラン
事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

総合保障プラン
事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

特定退職金共済制度（新企業年金倶楽部）
従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。
（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

パートナーズプラン
個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。

三井生命保険株式会社　和歌山支社

和歌山市小松原通1丁目1−11　大岩ビル　　TEL:073（432）3360　FAX:073（431）5232

※各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

火　災　共　済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済　①火災　②落雷　③破裂・爆発　④風災・雪災
総合火災共済　上記①〜④及び　⑤物体の落下・衝突　⑥騒じょう・労働争議　⑦水ぬれ　⑧盗難　⑨水災　} 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輌に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容		保障金額	備考
死亡共済金		300万円	被害の日から180日以内の死亡（1事故につき300万円）
後遺障害共済金		10万円〜300万円	後遺障害共済金
医療共済金	入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
	退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種		掛金額
自家用軽乗用自動車		5,500円
自家用軽貨物自動車		5,500円
自家用乗用自動車		11,000円
自家用小型貨物自動車		11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下	17,000円
〃	2t超	27,000円

問合先●和歌山市西汀丁26番地　TEL（073）431−3288（代）

組合代表者の皆さまへ

FUJI FIRE & MARINE

富士火災の
和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9％安くなる※お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険
経営安心部長

①労災認定を待たずに保険金をお支払い！
②従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！（売上高方式の場合）
③通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
④特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト･パートは被保険者に含まれません。
⑤入院･通院保険金は1日目からお支払い！
⑥特約により地震などの天災を補償！
⑦建設業の場合、下請負人担保･経営事項審査の加点対象！
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険
入院医療保険金支払特約付帯

①お仕事中のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
②年齢･性別･職業に関係なく保険料は一律！
※入院医療保険金特約にかぎります。
③医師の診査は不要。各人の告知も不要！
※被保険者数が5名以上の場合に限ります。
④記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
⑤全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医　療　保　険
医療費用担保特約付帯

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合
①健保の3割自己負担分をお支払いします！
②差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
③入退院時の交通費をお支払いします！
④ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
⑤最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員･代理店にご照会ください。

富士火災海上保険株式会社
〈本　社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
http://www.fujikasai.co.jp
〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）
0120-228-385
0120-220-557

中央会わかやま
11
2007.11
No.517
第517号　昭和40年11月10日第三種郵便物認可　平成19年11月10日発行（毎月10日）定価五〇円

長保寺大門の紅葉（海南市下津町）

和歌山県中小企業団体中央会
〒640-8566　和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階
TEL　073−431−0852
FAX　073−431−4108
URL　http://www.chuokai-wakayama.or.jp/
E-mail　info@chuokai-wakayama.or.jp

PRINTED WITH SOY INK
この情報誌は、環境に優しい大豆油インキを使用しています。
この情報誌は古紙100%を使用しています。